

『5年間で10億の資金を積み立て 長島町まちづくり基金』

町民の連帯強化と協働のまちづくりを推進し、地域の振興を図るため、合併特例債を利用し、本年度から毎年2億円を5年間積み立て、合計10億円の基金を設置します。

設置された基金の名称は、合併後の本町のまちづくりを推進する資金ということで「長島町まちづくり基金」に決定しました。

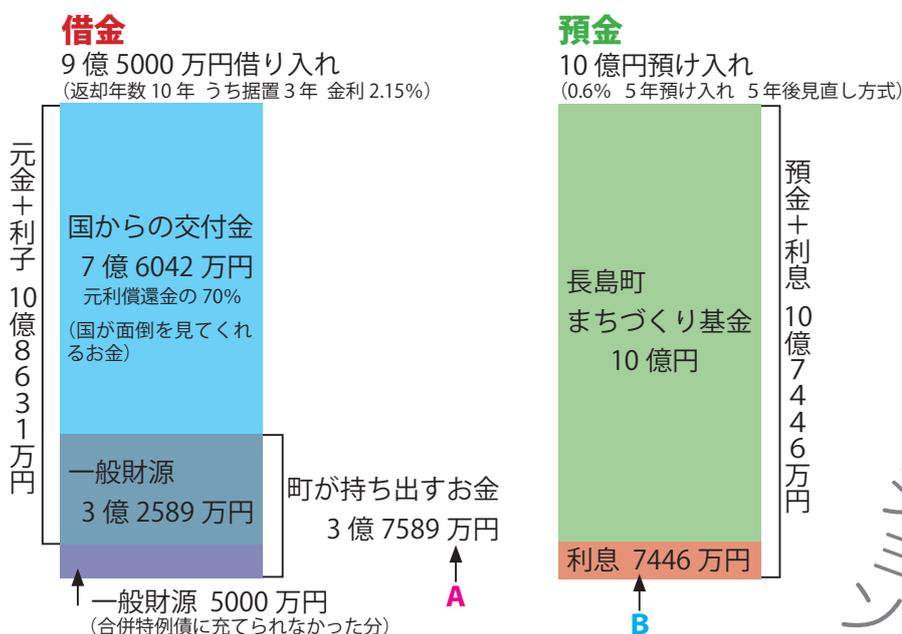
合併特例債による 基金の積み立て

合併特例債は、合併市町村の新しいまちづくりの事業のうち、特に必要と認められる経費について、合併後10カ年度に限り、その財源として借り入れることができるお金です。

例えば、一つの事業を行うとき、費用のおおむね95%に合併特例債を充てるができます。さらにその金額の70%は国が面倒を見てくれます。長島町まちづくり基金は、この制度を活用して設置されるものです。

基金とは

地方公共団体が特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てること。または定額の資金を運用するために設けた財産のことです。



◎実際に町が持ち出すお金（一般財源）は、(A - B) = 3億143万円となる

◎3億143万円の町のお金（一般財源）で、10億7446万円の預金ができる

平成19年4月から 上下水道使用料金を統一

現在、簡易水道および集落排水施設使用料金は、旧町の算出方法により別々に計算し、料金にも差異が生じている状況です。合併前の協議会においても、これらの使用料金を合併後1年を目的に統合することとされていきました。

そこで、昨年10月に町長の諮問を受け、長島町上下水道料金審議委員会を発足し、使用料金の統一に向けて審議がなされてきました。

その結果、簡易水道使用料金は、口径毎の基本料金と従量料金を加算していく旧東町の方式で算出。給水負担金については、旧長島町の金額を採用します。集落排水施設使用料金については、基本料金（定額）と従量料金を加算する旧東町方式で算出。さらに、旧長島町地域における浄化槽（町管理分）については、人槽別による従来の使用料金とすることが決まりました。この審議会の結果は、昨年11月17日、審議会の委員長から町長に対し答申がなされました。

さらに、この答申内容に基づき、今回の定例会に条例の一部改正等を提案し、可決されました。

なお、この料金改定については平成19年4月1日から施行されます。口径ごとの料金表については、後日、各戸に配布する予定です。

【問い合わせ先】

役場水道課

TEL 0996-86-1111

内線 2130-2133